

令和3年度（2021年度）第8回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年3月8日（火）午後2時開会

場 所：北海道第二水産ビル 4階 4G会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻より少し早いですが、ご出席予定の皆さんがそろいましたので、ただいまより令和3年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長の1名、オンラインでの出席が12名、合わせて13名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、欠席は、秋山委員と石井委員の2名です。また、北委員からは、別会議のため、途中退席の予定と伺っております。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境計画担当課長 佐々木でございます。

本日も、お忙しい中を本会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の審議会は業務の都合で欠席させていただきましたことをお詫びいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、先日、まん延防止等重点措置が、3月7日から15日間、延長されたことから、今回の審議会についてもオンライン会議とさせていただきますので、ご理解をいただければと存じます。

さて、本日の予定議事につきましては、ご案内を差し上げましたとおり、（仮称）当別町西当別風力発電事業の案件に関しまして、答申文案などについてご審議をいただきたいと考えております。

また、前回ご審議を延期させていただきました北海道環境影響評価制度の見直しに関しまして、事務局から今後の対応の考え方をご説明いたしますので、ご意見をいただければと存じます。本日も、環境影響評価制度の適切な運用に向けまして、お力添えをいただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） それでは、審議会の運営についてです。

本日は、オンラインを併用し、対面形式での開催としております。なお、先ほど課長からも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症により、まん延防止等重点措置が延長されたことから、報道関係を除いて一般傍聴者は受け付けておりません。前回、オンラインで

の公開について検討するようのご意見もいただきましたが、今回は急な対応だったこともあり、機材面での準備ができず、オンラインは委員の方のみとなっております。

それでは、資料について確認いたします。なお、オンラインで参加の委員の方には、事前にお送りしております。資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1、資料2-2となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は2件です。

議事(1)は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書についてです。緑色の図書で、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所の事業でございます。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事(2)は、北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明とその後に行う皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定しております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、露崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

3. 議 事

○**露崎会長** よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、澁谷委員と笠井亮秀委員を指名します。

ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただくこととなりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○**澁谷委員** 承知しました。

○**笠井(亮)委員** 分かりました。

○**露崎会長** それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局(五十嵐主事)** 事務局の五十嵐です。よろしく申し上げます。

まず初めに、資料1-1に沿って、2次質問とその事業者回答のご説明をします。

前回の審議会でのご質問などを含め、5問をご紹介します。

最初に、5ページの追加3-20の②をご覧ください。

こちらは当別町が定めております景観計画についての質問です。この計画に関する協議

の状況等について質問しました。これに対して、事業者からは、当別町景観計画に基づき、事前相談、事前協議を関係部署と配慮書段階で行っており、今後、フォトモンタージュ作成後に再度協議を行う予定であり、当別町景観計画にのっとり、協議や届出等の手続を行うとのことでした。

次に、7ページの質問6-12と併せて、資料1-2の2枚目の表と裏の両面にあります添付資料3-1から添付資料3-3の表及び図をご覧ください。

こちらは騒音の調査地点についての質問です。騒音の聞こえ方には、風況や地形、風車と住宅との位置関係なども影響することから、離隔距離以外の要素も勘案して調査地点を設定する必要があるかと質問しました。これに対して、事業者からは、ご意見等を受け、添付資料3のように騒音調査地点を再検討しましたとのことでした。具体的には、図に記載のあるNG5からNG9が追加されております。

次に、資料1-1に戻っていただき、11ページの追加6-50をご覧ください。

こちらは植生調査地点についての質問です。植生調査コードラートがシラカンバーミズナラ群落を除いて1地点となっており、エゾイタヤミズナラ群落は林床植生も多様と思われることから、1地点で1群落を代表させるのは不十分ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、調査地点については環境省の現存植生図を基に必要最低限の数量となっており、現地調査時に様々な群落構造を把握できるよう、適宜、調査地点の見直しを行うとのことでした。

次に、12ページの追加8-3をご覧ください。

こちらは意見への事業者の見解についての質問です。直接的な回答がなされていない部分が見られることから、より丁寧に回答をすること等で合意形成を図ることが重要だとし、今後の対応を含めた事業者の見解について聞きました。これに対して、事業者からは、準備書縦覧時以外での説明会の開催など、できる限り住民への配慮及び説明に努める、また、住民からの意見を踏まえ、より多くの方々の賛同を得られるよう努めてまいるとのことでした。

最後になりますが、13ページの追加8-4をご覧ください。

住宅から約600メートルの箇所に風車の設置を計画した理由を求める質問に対し、直接的な回答が述べられていなかったことから、理由について再度質問いたしました。これに対して、事業者からは、配慮書時点で、日本音響学会の風車の騒音ガイドラインの報告に基づき、500メートル先の市街地に及ぶ騒音について、煩わしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があるとして40デシベルを超える可能性が低いと想定したことから、風車配置は住宅から500メートル以上の離隔距離を取ったエリアで検討しているとのことでした。また、500メートル以上の離隔距離があるため影響がないと評価するものではなく、方法書で示している調査、予測及び評価を実施し、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めるとのことでした。

簡単ですが、資料1-1と資料1-2の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料1－3の関係市町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町は、当別町及び石狩市になります。

まず最初に、当別町長の意見です。

1枚目の裏面からとなります。

まず、1の総括的事項については、地域住民から不誠実等の声があり、当別町議会に提出された事業の反対、中止などを求める請願が採択されたこと等の現状が記載されており、地域住民との合意形成が不十分であると記載されております。

次に、2の個別的事項についてです。

(1)は累積的影響について評価書が確定した事業以外の手続中の事業についても検討対象とするよう求める意見、(2)は騒音及び超低周波音に対する意見、(3)は図書の印刷に関する意見、(4)は当別町の景観計画を含む景観に関する意見、(5)はバットストライクとウイルスに関する意見、(6)は森林火災に関する意見が記載されております。また、その他としまして、国防、安全保障に関する意見が記載されております。

続いて、石狩市長の意見です。

まず、1の総括的事項についてですが、1段落目では、市が策定したゾーニング計画の趣旨等を踏まえ、石狩市への影響を回避、低減すること、2段落目では、図書縦覧の利便性に努めること、3段落目では、相互理解の促進のために丁寧な説明と誠意ある対応に努めることが記載されております。

2の個別的事項については、項目のみのご紹介とさせていただきますが、騒音及び超低周波音、重要な地形及び地質、風車の影、動物、植物、景観、水質、廃棄物等について、注意すべき点や影響の回避または十分な低減を求めることについて意見が述べられております。

簡単となりましたが、資料1－3の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料1－4の答申文(案)たたき台をご覧ください。

まず、前書きとしては、1段落目に事業の特性、2段落目からは地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、累積的影響について必要な情報を入手した上で適切に対応することを求める意見でございます。

(3)は、相互理解に関してですが、本事業では、前回の審議の際に資料でもお示しましたように、縦覧時に住民等から事業者へ寄せられた意見が多く、また、当別町長の意見の中でも地域住民との合意形成について意見が多く述べられていることを勘案し、他案件よりも意見を厚くしております。

まず、1文目ですが、「関係市町や地域住民等から、自然環境や景観への影響、騒音及び超低周波音による健康被害などを懸念する意見、事業計画やその進め方に対する不信感を示す意見が多く認められており、当別町議会でも地域住民との合意形成は極めて不十分とされている。」としております。

次に、2文目では、「今後の手続きに当たっては、このような状況を踏まえ、相互理解を促進し合意形成に向け、関係市町、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明など適切な対応に努めること。」としております。

次に、(4)は、図書の公表などについてです。本方法書は、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能ですが、印刷ができない設定となっているため、さらなる利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び振動についてです。

アは、区域周辺に住居等が存在しますので、できる限り離隔をとることなどを求める意見としております。また、2段落目ですが、本事業では、先ほども触れましたように、今後、騒音調査地点の追加が予定されていますので、「住居等との位置関係を踏まえ、必要に応じて調査地点の変更や追加を行うこと。」と記載し、確実な対応を求めたいと考えております。

イは、振幅変調音や純音性成分などによる影響への配慮、稼働後の対策などを求める意見を入れております。

ウは、工事用資材の搬出入による騒音、振動や建設機械の稼働による騒音の累積的影響について、エは、施設の稼働による騒音の累積的影響について、適切な対応を求める意見としております。

(2)の水質については、区域及び周辺には河川がありますので、これまでの案件と同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとするとしております。

(3)の地形及び地質については、事業区域の全域が重要な地形である石狩丘陵内に位置することを指摘しまして、できる限り地形改変の影響を低減するよう求める意見としております。

(4)の風車の影については、これまでの住居等が近くにある案件と同じ書きぶりとしております。

アは、風車を住居から離隔することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあること、それから、累積的影響への対応を求める意見としております。

(5)は、動物についてです。

アは、哺乳類の捕獲調査に関する指摘ですが、審議を踏まえまして、環境特性ごとに適

切な調査地点及びトラップの位置などを設定することとしております。

イは、コウモリ類の調査について、これまでの案件と同様に、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

ウは、鳥類の影響についてですが、この区域の特性としてオジロワシの分布情報があることや、ノスリなどの渡りの経路となっている可能性があることについて述べた上で、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価することに加え、周辺事業との累積的影響への対応も求める内容としております。

エは、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても専門家ヒアリングの実施などを求める意見としております。

(6) は、植物についてです。

アは、審議を踏まえて、植生の調査地点について、現地の植生タイプや面積に応じて適宜追加することを求める意見としております。

イは、従来どおり、重要種等への配慮について、重要種が確認された場合は、その場所の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとしております。

ウは、外来植物についてですが、本方法書では外来植物の調査計画が記載されていますので、その調査の結果、外来植物が確認された場合の拡散防止対策を求める意見としております。

(7) の生態系については、基本的にこれまでの案件に準じた内容でございます。

アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて検討の上、適切に選定するとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見としております。

(8) は、景観についてです。

アは、今までに記載したことはありませんが、当別町意見の個別的事項の(4)を勘案し、本事業において追加した部分になります。「対象事業実施区域である当別町では、美しい景観を維持することを目的とした景観行政団体として『当別町景観計画』を定めていることから、同町と十分に協議を行った上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。」としております。

イは、区域の周辺に住宅地が存在していることに触れ、地域住民などに対してフォトモニタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避または十分に低減されているかの観点から客観的に評価することとしております。

ウは、従来と同様に、フォトモニタージュの作成に当たっての留意事項を意見として述

べ、2段目には累積的影響への対応を記載しております。

次に、裏面になります。

(9)は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。本事業は、石狩海岸フットパスなどが工事用資材等の搬出入ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点を指摘し、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価をすることとしております。さらに、ほかの事業と工期が重複する場合には、累積的影響についても適切に対応することとしております。

(10)の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

資料の説明については以上とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご質問やご意見等々をお願いいたします。

○**高橋委員** 主要なことではないのですが、資料1-1で分からないところがあるので、教えていただきたいと思います。

8ページの6-15の2次質問の③に対する回答として、季節による交通量や集客の増減といった人の動きの影響を受けませんと書いてあるのですが、これは何を意図した回答なのかが分からないので、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。多分、これ以上は事業者には質問ができないのだと思いますが、事務局としてどう理解し、この回答を受け取ったのかというところを確認したいなと思った次第です。

○**事務局(五十嵐主事)** この質問は、超低周波音の季節的な変動が少ないと考えられる理由について聞きまして、超低周波音は、大型の構造物、大型の機械や施設等から発生することが多く、季節による交通量や集客の増減といった人の動きの影響を受けないという回答のまま受け取りました。

○**高橋委員** 何の交通量なのですか。

○**事務局(五十嵐主事)** こちらは、区域周辺の道路の交通量と受け取っております。

○**高橋委員** 今回の超低周波音は、施設の稼働に伴うものですね。交通とか何とかというところは関係あるのですか。

○**事務局(五十嵐主事)** 施設の稼働によるものなので、関係ないと考えられます。

○**高橋委員** では、なぜこういった文言がここに入ってきているのかということなのですね。多分、聞いていないのだと思いますが、なるべく理解しようと思って読むと、単なる一般論としての低周波音のことを言っているのかもしれない。ただ、今回は、あくまでも対象としているものがあって、それに対して季節的な変動が少ないと考えられますと言っている根拠を聞いているので、これは前にも質問をしたように、全く関係のないところのものを持ってきて回答されても、それは回答になっていないのではないかなと思っているのですが、そこまでは言い過ぎでしょうか。

多分、これ以上言ってもしょうがないですし、3次質問等々があれば、またこちらで質問を挙げることもできるのですが、もう質問ができないということであれば、ちゃんとその辺りを事務局も理解した上で回答を受け取っていただくと、説明もしていただけるのかなと思うので、今後はそのような対応をお願いできればと思います。ただ、なぜこういう書きぶりになったのかはできれば知りたいです。

○事務局（五十嵐主事） 超低周波音は、大型の構造物、大型の機械や施設等から発生することが多く、季節による交通量や集客の増減といった人の動きの影響を受けないというところですが、交通量や集客の増減というのは、人の動きや季節による影響を受けないということの例示として出てきていると理解しております。

○高橋委員 後半の地表面吸収のところにあるように、季節の変動は少ないというところだけを言われたのだったら、確かに間違いではないので、そういう考えもあるのかなと思うのですね。ただ、先ほども言ったように、今回は風車の施設ですので、人の動きは一切関係ないですよ。ですから、そういったものを回答として上げてきている意味が分からないと言っているのです。

○露崎会長 今の高橋委員の質問について確認ですが、これは事業者回答の意味が分からないという質問ですよ。

○高橋委員 そうです。

○露崎会長 さらに、このような意味不明な回答があり、なおかつ、今回のように2回で終わりになってしまう場合に、事務局でその真意を確認できませんかという意見ですよ。

○高橋委員 これ以上は質問等ができないので、最終的にはそういう意見になると思います。

○露崎会長 さらにもう一つ気になることがあります。この回答によると、自分は素人だから分からないのですが、この超低周波音というのは、季節変動があるのでしょうか、ないのでしょうか。要するに、質問としては、調査回数が少ないのではないかという意図だと思うのですが、事業者は2回でいいよと言っているのです。それでもまだ足りないというのであれば、答申文に入れるなり何なりの工夫はできるかと思うのです。

○高橋委員 多分、当初は1回という調査計画だったと思うのですが、1回ということは風向や風速のことを全く考えていないという問題があったため、今回は、その風向、風速を考えて、年間で大体二つに大別できることから2回に設定しましたということなので、その回数としては、絶対にいいとは言いませんけれども、それ以上のことはないのだろうと思います。

また、地表面吸収ということ言えば、最後に書いてあるとおり、地表面吸収の影響は受けませんし、例えば、雪が降っている、枝や草木が生え茂っているという影響もあまり受けないので、春、夏、秋、冬の4回でやる必要がないという流れはいいのですよ。そういった理由からこうしましたよということで、言っている内容は全然構わないのですが、その中で、先ほど言いましたように、全く関係のない対象を持ってきて影響はないとして

いるのは何を意図しているのかがよく分からないのです。説明が悪くて申し訳ないです。

○**露崎会長** こういうところは、自分の分野でも意味不明な回答が多いので、なかなか難しいとは思いますが、分かる範囲でよろしく願いいたします。

○**事務局（五十嵐主事）** 分かりました。

こちらが季節変動、風向等についてで、高橋委員が今おっしゃられたように、①等で答えていただいたもののほかに、風向等以外で季節的な変動については質問6-11です。

これは、超低周波音ではなく、騒音の話になるのですけれども、ここでアクセスルートの利用みたいなものが例示で出てきたので、超低周波音にもそこがかからないかということと事務局からプラスして聞いた部分なのです。

○**高橋委員** その前の質問は、建設作業か何かの騒音ではなかったですか。

○**事務局（五十嵐主事）** そうです。

○**高橋委員** 建設作業は、当然、交通量が関係しますよね。

○**事務局（五十嵐主事）** はい。

○**高橋委員** でも、超低周波音というのは、建設作業ではなく、施設の稼働ですよね。

○**事務局（五十嵐主事）** はい。

○**高橋委員** 騒音の場合は、風向、風速も違いますし、先ほど言った地表面の違い、また、木が生えている、生えていないという季節的な違いもあり、業者も4回やりますよと言っているのです、そこは問題ないのですが、事務局が聞いたのだとしたら、その聞いた意図がよく分からないというのが正直なところです。

○**事務局（五十嵐主事）** 意図がなかなか分からない質問だったので、今後はほかの事業でも分かりやすいQ&Aをしていきます。○**露崎会長** そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○**押田委員** 資料1-4の(7)の生態系のウについてです。

1行目から2行目にかけて「特に大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については」と書かれているのですが、ねぐらとして宿泊してみたり、休息をしてみたり、また、繁殖をしてみたりというのは、営巣という一形態の中に全て含まれてくると思うので、「営巣やねぐらなど」と言うと、単語が同格ではないような気がしています。

さらに、大型鳥類なんかでもこういう工事のときに問題になるのは繁殖だったりするのかなという気もしますので、例えば、「大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどの営巣に利用し得る大径木を含む樹林地」という表現など、繁殖という言葉を入れていただけるといいのかなと思います。

鳥類や哺乳類に関しては意外とデリケートな表現になってくるかなと思っていますし、その辺りの文言のご検討をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 営巣とねぐらが同格かどうか、こちらでも考えがございます。

ここではオオワシはあまり問題になっていなかったかと思うのですが、オオワシの場合

は道内で営巣をしておりませんので、そうすると、営巣とねぐらでは意味合いが異なってきます。これは想像ですけれども、そういうことを考慮し、当初は営巣やねぐらと分けて書いていたのかなというふうに思います。

繁殖に関わる営巣、営巣の意味合いに重みを持たせるということで、繁殖という言葉は付け足すということにこちらから意見は特にはないのですが、白木委員、営巣とねぐらを一くくりにすることについてはどうでしょうか。

○**露崎会長** 今、ちょうど白木委員が手を挙げているのはその話かなと思うので、お願いします。

○**白木委員** 私も石井さんがおっしゃったことでいいのではないかと思います。哺乳類がどうかは分からないのですが、要するに、越冬期はねぐらとして使うけれども、繁殖期は営巣地として使うなど、全く違う種が違う使い方をするので、どちらにしろ、大径木は非常に重要です。例えば、フクロウ類が営巣をする場合は、大きな樹洞があるような樹木を休み場やねぐらとして使うような場合もありますので、繁殖期と非繁殖期のねぐらや休み場というのは少し違うものとして扱って、幅を広げたほうがいいのではないかなと思います。

○**押田委員** 鳥と哺乳類の捉え方の違いかもしれないですね。

営巣という言葉は、要は、巣を営む、巣をつくるということで、哺乳類の分野では、その巣の使い方として、一時的な休息もあり、繁殖をしている場合もあり、1晩泊まる、2晩泊まるというねぐらとしての利用もあるという感覚で使っているのですが、「大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る」の「など」という言葉の中に全てが含まれるのであればいいかなとも思います。

繁殖という言葉がどこかにあると、比較的ナーバスに対応していただけるかなというのを期待し、入れたらどうですかと提案させていただいたのですが、これでもいいということであれば、営巣の定義について、鳥と哺乳類とでは扱いが少し違うということだと思いますので、それはそれで問題ないと思います。

恐らく、モモンガやリス、テンなど、大径木に巣をつくるような哺乳類であれば、この文でも特に問題ないと思います。希少とか、大変というようなものではないという意味で、ヒメネズミとか、そのようなものだと思いますので、もしこれで行くのであるならば、これはこれでいいかなと思います。

○**露崎会長** 確認ですが、ここの中に繁殖という言葉を入れたいという提案だと捉えてよろしいですか。

○**押田委員** 私からは、繁殖という言葉の一つ入れると、動物に対して少しナーバスになっていただけるのかなということもあり、含めておいてもいいかなという提案です。

○**露崎会長** 白木委員、先崎委員、鳥の分野でもその言葉があったほうが答申文としては強くなりますか。

○**白木委員** 繁殖という言葉を入れることに異論はございません。ただ、鳥の場合の営巣

は、繁殖に使うためのものなので、そこをちゃんと使い分けて明確にしていれば大丈夫だと思います。

○先崎委員 私も同じで、繁殖とねぐらを分けてあればよいので、営巣か繁殖かというのはどちらでもいいのかなと感じます。

○露崎会長 分かりました。では、その範囲で検討するという事でよろしいですね。

○押田委員 鳥は、確かに繁殖イコール営巣なので、多分、そこが哺乳類との違いだなと思います。ただ、何かのときに繁殖というのは強い言葉かなという気がしておりますので、文言の検討をしていただけるとうれしいです。

○露崎会長 その方向で検討することにしたいと思います。

ほかにご意見やご質問はございませんか。

○吉中委員 私から2点の意見を申し上げたいと思います。

1点目は、相互理解の促進という観点からの意見で、Q&Aでは、1ページの質問番号1-2の図書の公開、それから、2ページ目の質問番号1-3と質問番号1-4辺りに絡んでくると思います。

まず、図書の公開については、1次質問の環境省の公表に関する基本的な考え方でそういう方向が示されているという質問に対して、割と否定的な見解が示されていて、不法に利用される危険性があるからということで、質問番号1-2の事業者回答のところ個人モラル以外に保証されるような環境が構築されるのであればと書いてあるのですが、これは、著作権法や、もう少し丁寧にするのであれば、公開する際にホームページにその旨をしっかりと記載することで、担保できるのではないかなと思っております。

相互理解の促進のためには、情報をできるだけ使いやすく、分かりやすく、いつでも見られるような形で用意しておくことは非常に重要だと思います。答申文の1の総括的事項の(4)にある「今後は印刷を可能にすることなど、さらなる利便性の向上に努めること。」というのは、全くそのとおりでと思うのですが、そういう観点から、もし不適切でなければ、印刷に加えて、ダウンロードも加えていただくといいのではないかなというのが一つ目の意見です。

もう一つ、相互理解の促進という観点から申し上げます。

今まで住民への説明会を何回も開催されているということで、その議事録が業者のホームページに載っておりまして、ざっと見せていただきました。町長の意見書はそれがまさに反映されているのだと思いますが、それを見ていて、参加者側も業者側もすごく感情的になってしまっていて、相互に理解しようというような雰囲気醸成されていない印象を私は受けたので、これからは相互理解をしっかりと進めていく必要があるのだらうなと思っています。

また、Q&Aの2ページ目の質問番号1-4には、「調査結果を基に予測・評価結果を取りまとめた段階で住民の方々へ説明してまいります。」とあり、ほかにも各所で同じような書きぶりがありました。法律上、次に説明会を開催する必要があるのは、次の結果が

出てからの縦覧期間中だと思うのですが、今回の場合は、それを待っているのではなく、できるだけ早い段階から相互理解を進めていかないとスムーズに事業が進まないのではないかなという懸念を持っております。そういう意味から、Q&Aの2ページの質問番号1-4の2次質問でも書いていただいているように、環境影響調査中においてもしっかりと説明を行ってほしいということを答申文にも書けないかなというのが二つ目の意見です。

具体的には、答申文（案）の1ページ目の1の総括的事項の（3）で、そういう趣旨のことをしっかり書いていただいているのですが、下から2行目の「このような状況を踏まえ、相互理解を促進し合意形成に向け、」の後に、例えば、「環境影響調査中においても」という文言を足していただくなどして、法律上、縦覧期間中に行うべき説明会ではあるけれども、まちあるいは住民に理解を求めるための取組をしっかりしてほしいと書き込んでいただくのはどうかなと感じています。

もう一つの意見は、景観についてです。

Q&Aの5ページの追加3-20には、当別町の景観計画のことが書かれてあり、事業者からも、承知いたしました、法令遵守は当然の責務ですとあります。また一方で、事前協議、事前相談を関係部署と配慮書段階で行っていますと書いていただいているのですが、町長の意見の個別的事項の（4）を見ると、どうも事前相談や事前協議が調ったとは読めないで、そこはもう少し何とかならないかなというのが私の意見です。

そこで、それを答申文（案）に反映させるとするとどこなのだろうと思ったのですが、例えば、個別的事項の（8）の景観のアのところ、「同町と十分に協議を行った上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。」と書いていただいているので、大丈夫だとは思いますが、少しでも強めるという意味から、例えば、当別町景観計画は、単にまちが勝手に定めているのではなく、景観法という法律に基づいて定めているのだということを明示するのはいかがでしょうか。具体的には、景観のアの1行目から2行目のところで、景観行政団体として景観法に基づく当別町景観計画を定めていることからとするのはいかがかという提案です。

○**露崎会長** 答申文に対して、三つの提案がありました。

まず、ダウンロードについてはどうでしょうか。

○**事務局（五十嵐主事）** まず、ダウンロードについてです。

これは、係内で話し合ったときにも出てきたところです。というのも、書いたら確実なのですが、ダウンロードはできなくて、印刷はできるという設定があまりないのではないかなということがあって、「印刷を可能にすることなど」とすれば、その「など」に含まれるのではないかと考え、このようにした次第です。

○**露崎会長** 吉中委員、印刷を可能にするイコール、ダウンロードという意味にしているようですが、それでよろしいですか。

○**吉中委員** 環境省がまとめているインターネットによる公表に関する基本的な考え方には、ダウンロードというのがいろいろと出てきているので、なぜそんなに含めるのが嫌

なのかがよく分かりません。「印刷を可能にすることなど」に含まれているということであれば、それを明示しても差し支えないような気もしますが、いかがでしょうか。

○**露崎会長** 先ほどの解釈ですと、ダウンロードはできて、印刷はできないというのはあるけれども、印刷はできなくて、ダウンロードはできるというのはないはずなので、別に入れても何も支障はないのではないですか。

○**事務局（五十嵐主事）** 「など」に含まれているということで、短くしようとしていたのですが、分かりやすくするために、「印刷やダウンロードを可能にすることなど」に文言修正をさせていただこうかと思えます。ご意見をありがとうございます。

○**露崎会長** 続きまして、総括的事項の（3）の下から2行目辺りのところに「環境影響調査中においても」という一文を入れて、できるだけ早く相互理解を進めるようにしてほしいという要望に変えたいという意見に関しましてはいかがでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** ここは、町長意見の中で厳しいご指摘があり、これまでの知事意見における検討経過等も含めて、こういう文言でまとめたところですが、ではいつやればいいのかということについては、恐らく、これまで記載したことはなかったかと記憶しておりますので、知事意見にどういう形で入れられるのかというのは改めて検討させていただくということで、よろしいでしょうか。

○**吉中委員** 検討をどうぞよろしくをお願いします。

いつからというのを入れないとすれば、今回、2次質問に対する事業者からの回答をそのまま受け取ったと誤解される危険性もあると思います。そうすると、まさに法律で決まっている縦覧期間中にやればそれでオーケーだということになってしまい、法律の一番の狙いである環境影響評価の手续が適切かつ円滑に行われるというところで、きっと大きな障害となってしまうのではないかなという危惧を持っております。

ですから、業者の2次回答で書いてあるからこそ、ここでは、縦覧期間を待つのではなく、方法書の段階で、情報共有、意思疎通、相互理解ができなかったことをしっかりとカバーしてもらえるように努力していただくほうがいいのではないかなという趣旨でございます。

○**事務局（石井課長補佐）** 1点だけ補足いたします。

今回、「合意形成に向け」を入れたのは、新しいことではあるのですが、それ以上に、最後のまとめで、今まで丁寧な説明に努めることとしていたところを「適切な対応に努めること。」としており、明記はしていないのですけれども、きちんと住民の求めに応じてやりなさいよという意味を含んでいるつもりでございました。ただ、解釈の余地というか、不明瞭な部分がありますので、改めて吉中委員と内容を詰めさせていただければと思います。

○**露崎会長** 次に、3点目として、個別的事項の（8）の景観のアの当別町景観計画の前に景観法に基づくという一文を入れることは可能でしょうか。

○**事務局（五十嵐主事）** こちらについては追加します。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○奈良委員 (8)の景観のAについては、私ももう一言入れて強くできないかなと思っていたので、ぜひ吉中委員のおっしゃるようになっていただけるといいと思っています。

また、当別町長の意見は、全部の項目において、何々をしない限り、当該評価を実施できるものとは認められないと、今までにないぐらい強い言葉になっているので、それをいかに道の意見に上手に組み込んでいただけるかということで、この(8)のAが入ったのはとてもよかったと思っています。

次に、質問ですが、当別町長の意見の中で、最後のその他に自衛隊の駐屯地の話があります。今までは自衛隊の駐屯地に近い案件がなかったのか、あっても気にしなかったのかは分からないのですが、実際に電波障害などの心配もありますし、実質上はどうか、それはアセスに関わることでないからスルーしていいのかを伺いたいと思います。

○露崎会長 事務局から言える範囲でよろしくお願いします。

○事務局(五十嵐主事) まず、電波についてです。

Q&Aの3ページの追加3-12をご覧ください。

こちらでは、自衛隊のレーダーというわけではないのですが、気象観測レーダーやテレビ受信等の電波についての影響を聞いております。また、国防上、安全保障上の問題というのは、アセスの観点ではないとして、今まではあまり扱ってきていないところです。

○奈良委員 分かりました。この回では、それについて心配する必要がないということですね。

○事務局(石井課長補佐) 土地の周辺についてはいろいろなお話を伺っておりまして、他の例でも、この基地とは関係ありませんが、環境保全に関係のない事項が今回のように追加する形で上がってきた事例もありますが、環境影響評価の対象ではないということで取り上げてはおりません。

ただ、この問題は、別部署で把握しておりますので、道庁的に知らないということではないことを付け加えさせていただきます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○澁谷委員 先ほど議論されておりました答申文の1の(3)についてです。

私がこの委員をやっている、地元からこれほど強い意見が出るケースは初めてのよう気がします。ここでは、「合意形成に向け、」や「適切な対応に努めること。」という文章になっていますが、これでは表現として弱いというか、ゴールがはっきりしない文章だなという感じがするのです。ですから、少し語順を変えて、相互理解を促進し、関係市町、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明など、適切に対応し、合意形成に向け努めることというふうにするだけで、ゴールが大分はっきりして、現在の文章よりは強い意見になり得るかなという感じがするのですが、どうでしょうか。

○事務局(石井課長補佐) そこについては、我々としてもかなり検討して、このような文章に落ち着いたというのが結論でございます。順序も含め、何が問題になっているのか

といいますと、まさに我々としてどこまで言えるのかというところでございます。環境アセスは、事業の可否そのものを問うものではないとされておりますので、合意形成に努めろというまとめにしますと、それがなされないと事業を認めないということにも取られかねず、表現として強過ぎるということがあったのですね。ですから、それに向けてという形でワンクッションを置き、「適切な対応に努めること。」という言い方に落ち着かせたというのが我々の中での大まかな検討結果でございます。

○**澁谷委員** おっしゃることは分かります。この辺は、個人によって事業の可否を問うものではないという理解の仕方が少し違うのかもしれないですが、個人的には少し弱いなど思っています。単なる意見です。

○**露崎会長** この2行については、吉中委員からも意見が出ていますように、もう少し工夫することができるのではないかと思いますし、検討する価値があると思うので、可能であればもう少し強くできるように考えてみたいと思います。

ほかにございませんか。

○**吉中委員** 先ほど奈良委員からご指摘のあった気象観測レーダーについての質問です。

3ページ目の追加3-12の2次質問で、風車が気象観測レーダーに影響を及ぼす可能性がありますと書かれていて、それに対して、事業者回答では、気象庁に確認を行い、問題ないと言ってもらったということですが、ここで質問されている気象観測レーダーというのは、気象庁が設置しているものでしょうか。それは具体的にどこに設置されているのですか。私の理解では、当別町内には気象庁が設置した気象観測レーダーはないような気がするのですよね。

○**事務局（秋山主任）** 事務局の秋山と申します。

質問3-12ですが、一般的に風力発電機が気象レーダーに影響を及ぼす可能性があるということは知られていますので、事業者の確認を求めているところです。ほかの事業でも同じ質問をするときがありますが、気象レーダーに対する影響の範囲等は図書に記載されない内容のため、特定のレーダーを対象とはせずに、確認として質問をする場合がございます。ただし、事業実施区域から一番近い気象庁の気象レーダーは小樽市にあることは事務局として踏まえております。

○**吉中委員** 小樽市にある気象庁が設置した気象レーダーには影響がないと理解すればいいのですね。ありがとうございます。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

○**白木委員** 総括的事項の(3)についてです。

合意形成は極めて不十分であり、影響が生じる可能性を払拭し切れていないということですが、本来であれば、やっぱり、信頼を得られるような適切な調査を行い、影響の回避をきちんと行って、それが伝わるように相互理解を促進し、合意形成に向けていくのではないかなと思うので、「このような状況を踏まえ、相互理解を促進し」のところにおいてそういった言葉は入れられないでしょうか。ただ話せばいいということではなく、その前提とな

るような調査と影響の回避をしっかりとやることが重要であるというのは、この審議会からも強く言っている部分ですよね。完全に影響が回避されているというような適切なアセスメントがなされていれば相互理解も可能になると思うので、その辺のことを入れられないでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 今、白木委員がおっしゃられたことは、最後の段落の頭の「今後の手続に当たっては、」のところに全て含まれているということで、今までは特に明記をしてきていないところです。そこをこの事業で入れるとなると、今後、恐らく全ての事業でそういう具体的な書き方をすることになってくるかと思えますし、この場では結論を出せないで、会長も含めて、改めて検討させていただいてよろしいでしょうか。

○白木委員 はい。でも、別に書いて困るような話ではないですよ。要は、一貫した話ができないとか、きちんとした説明ができないとか、影響の回避が本当にできているかどうか分からない説明というのが元になって、うまくいかなくなるということが自分の経験を含めてもあるので、まずは、影響評価がちゃんとできて、それに納得してもらおうということが非常に重要かと思えますし、それは、ここだけではなく、次回以降も入れて問題ないと思います。あとは事務局にお任せします。

○事務局（石井課長補佐） 今回のご指摘を受けて、まさにそうだなとは思いますが、これまでの経緯も含めて、検討させていただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにないようですので、本日ご審議いただきました（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文に関して、まとめると大きく四つの検討事項があったかと思えます。

総括的事項の（３）の最後の２行については、複数の意見がありましたので、特に、環境影響調査中においても等々の言葉を入れるかどうかについて再検討すること、同じく、総括的事項の（４）については、ダウンロードという言葉が付記すること、個別的事項の（７）の生態系のウについては、繁殖という言葉を入れたほうがより強くなるのではないかということで、どのように入れるかは追って検討すること、（８）の景観については、当別町景観計画の前に「景観法に基づいて」という言葉を入れて強めることの四つの意見が出ていましたので、それを基に修正したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 具体的な文言については、発言委員と事務局で個別に調整することになるかと思えますので、よろしくをお願いします。

その他、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

次に、議事（２）に移ります。

本日４回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（石井課長補佐） それでは、北海道環境影響評価制度の見直しについてご説明させていただきます。

この見直しについては、昨年１０月に諮問しましたが、本日は一定の結論を得たいと考えておりますので、資料２－１に基づいて説明いたします。

初めに、これまでのおさらいとして、１の検討の背景についてです。

国は、昨年、環境影響評価法の対象とする風力発電事業の規模を引き上げる政令改正を行い、環境アセスメントを必ず行う第１種事業は、１万キロワット以上から５万キロワット以上に、環境アセスメントを実施するかどうかを個別に判断する第２種事業については、７，５００キロワット以上から１万キロワットを３万７，５００キロワット以上から５万キロワットに、他の事業の規模設定の考え方を取り入れる形で見直しを行い、対象となる規模要件を緩和したところです。

なお、条例整備として本年９月３０日までの移行措置の期間が設定されております。

道では、これまで、条例アセスの対象規模として、第１種事業は法の第１種事業と同規模、第２種事業は条例の第１種事業の下限の０．５倍としてきましたことから、国の制度改正を受け、条例における対応を審議していただくことになりました。

次に、２の審議状況についてです。

これまでの経過として、昨年１０月１４日の審議会において、制度の見直しについて諮問し、諮問に至った背景、つまり、今回の国の制度改正の内容や規模設定についての国の考え方をご説明いたしました。

１１月の審議会においては、議論のたたき台として、これまでの条例の規模要件設定の考え方に基づくると、第１種事業は５万キロワット以上、第２種事業は２万５，０００キロワット以上という数字が出てくることをお示しし、これを出発点に議論をいただいたところでございます。

３回目の審議は１２月に行い、２回目の審議でいただいたご意見を踏まえ、第１種事業、第２種事業の適正な規模について具体的な検討を行っていただきました。

検討のポイントとしては、以下の点が挙がっていたと考えております。

まず第一に、議論のたたき台ともしましたが、条例の対象事業の規模は、法に準拠するとともに、発電所だけでなく、全ての事業区分において、第２種事業は第１種事業の０．５倍とする従来の考え方により、統一的に運用してきたことが挙げられます。

また、今回の法アセスの対象規模要件に関わる国の検討会では、風力発電の環境影響の程度は、規模に相関する傾向があるものの、立地の状況に依拠する部分が大いと考えられるとの報告があったことを挙げております。

そして、道内では、小規模な風力発電施設でもバードストライクの発生が見られること、

また、地域によっては、立地が集中し、累積的影響が懸念されることが挙げられます。

それらに加えて、国では、引き続き、制度的対応の在り方として、幅広いスクリーニングの導入と簡易かつ効果的なアセスメント手続の導入について検討を行っていることを挙げているところです。

次に、(3)の意見の集約状況についてです。

昨年12月の時点では、第1種事業について、要件の引上げにより、小規模事業は対象外になることへの懸念があるものの、これまで国に倣って設定してきた規模について、風力だけを異なる扱いとすることや他事業と差別化するのは難しいのではないかとということ、また、第1種事業の懸念については、第2種事業の規模要件や判定方法を慎重に検討することで、それなりに対応できるのではないかとということ、第1種事業は、従来の考え方どおり、国に倣い、5万キロワット以上に引き上げることでおおむね合意されたと考えております。

第2種事業については、二つの考えがございました。一つは、第1種事業の下限の0.5倍として、他の事業と統一してきたこれまでの扱いを支持し、従来の考え方に沿って対象規模を変更するという考えで、もう一つは、国の検討会でも風力発電の環境影響の程度は立地状況による部分が大きいとしており、実際に道内では小さい規模でも希少猛禽類のバードストライクが多く発生している事例があることから、規模を引き上げ、アセスの対象から外れる事業が多くなることへの影響が強く懸念されるということで、従来の第1種事業の下限の0.5倍にこだわらず、独自に規模は変えない、あるいは、なるべく小さく設定すべきという考えで、この両者の考えがほぼ拮抗する状況になっていたのではないかと考えております。

また、そもそも論として、一番下に書いておりますように、国では引き続き検討を行っていることから、拙速に判断せずに国の検討結果を待つべきとの意見もありました。これについては、また後で少し触れます。

このような議論の中で、当初は、1月に4回目の審議を行い、答申をいただくことを予定し、いただいたご意見やご議論を基に、考えられる規模要件の案について、それぞれの課題等を踏まえ、基準としての妥当性や今後の対応等を検討してきましたが、制度面における検討に時間を要しましたことから、前回の審議会では審議を延期させていただいたところです。

そこで、何がネックになっていたかということですが、ページめくっていただいて、3の第2種事業に係る規模設定に関する課題をご覧ください。

これは、先ほど説明しました意見の集約状況と重複しますが、第1種事業については、従来の考え方でおおむね合意が得られたものの、第2種事業については、従来の考え方とおり、第1種事業の下限の0.5倍、つまり2万5,000キロワット以上で設定することと、従来の考え方にとらわれず、例えば、1万キロワットとするなど、小さい規模で設定することの二つがあり、一つ目の従来の考え方どおりとする場合の課題は、アセスの

対象から外れることになる規模の幅が大きく、小規模な案件でも発生しているバードストライクなどへの影響が懸念されることが挙げられておりました。

二つ目の小さい規模とする場合については、アセス対象の事業間での統一性が崩れる形での規模設定も条例上は可能な一方、統一性を崩すだけの理由が立つのかというところが問題になりました。ご議論の中では、バードストライクは風力に特徴的な問題なのではないかというご意見もいただき、確かに風力に独自の問題であると説明できそうだなというところではあったのですが、統一性を外すとなると、そういった特徴的な問題が発生するのは風力だけなのか、他の事業にそういったものはないのかといったことも考えなければならぬのではないかと、また、設定する規模については明確な基準やその根拠について合理的な理由を示すことができるのか、そういうことだけではなく、風力発電のみ統一的な考え方から外れ、独自の根拠で規模を設定すると、公平性の観点からは、他の事業で現在設定している規模、基準も妥当なのか、一つ一つ検証する必要があるのではないかとということになりますが、そこまでの事例はこれまで蓄積されてきていないというのが現状です。

こうした審議会でのご議論のほか、事務局内での検討も含め、課題としてございまして、前回、審議を延期させていただいた理由ともなったところでございます。

次に、4の国における検討課題についてです。

国では、今回の規模要件の変更後も、風力発電事業の特殊性等に鑑み、より適切な環境影響評価制度の在り方として、法改正も含めた制度的な枠組みについて、令和4年度中に結論を出す予定で、引き続き検討を行っております。

その下の検討の内容のところですが、これは、昨年度に行われた国の令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会において継続して検討し、迅速に措置すべきとされたものです。その検討会の報告書の該当部分を抜粋したものが資料2-2となりますが、検討事項としては、より幅広いスクリーニングの導入と、簡易かつ効果的なアセスメント手続の導入の二つがございました。

なお、資料2-2の詳しい説明は省略させていただき、資料2-1の裏面に戻ります。

まず、幅広いスクリーニングの導入については、立地等により規模が大きくなるとも大きな環境影響が懸念されることもあり、こうしたものを適切に拾っていくために、例示として挙げているように、国の第2種事業が3万7,500キロワットからとなったのを以前の第1種事業の規模である1万キロワットからとするなどのスクリーニングの幅を広げるということも検討内容の一つとなっております。これは第2種事業の範囲の考え方と重なる部分が多いということで、この検討結果によっては、国の法アセスの第2種事業の規模設定の考え方、現在は、第1種事業の0.75倍としておりますけれども、法を改正して変更する可能性もあるということ、また、その結果を受けて、実際に法の第2種事業の幅が変わる可能性もあるということ、よって、条例の第2種事業の考え方にも大きな影響を与える可能性があるということが一つございます。

もう一つは、簡易かつ効率的なアセスメント手続の導入についてです。これも条例アセスの規模を引き上げた場合に漏れることになる事業について、影響が大きい場合もあります。まさに12月までの議論の中で、条例の第1種事業は国に倣ってもいいのではないかと、でも、漏れるものもあるよね、どうしようといったことがあり、そういったものへの手当をどうするかにも大いに関係してくることになります。

次に、5の道条例における風力発電事業の規模要件の見直しについてです。

国の制度的在り方については令和4年度をめどに検討結果が出される予定ですが、その結果によっては、第2種事業の考え方そのものを改めて検討したり、場合によっては、再度、規模要件を見直す必要が出てくること、また、従来の方どおりに条例の第2種事業を引き上げた場合でも、その際の懸念事項である対象外となる事業への対応について、大きく影響することもあり得ます。それに、慌てて変えると事業者や風車の立地地域に混乱を与えることが懸念されます。

先ほど、2の審議状況の中の意見集約状況でも触れましたが、この検討の初めにも、国において制度検討が続くことから、その結果を待つべきだというご意見もいただいております。事務局としては、当初説明しましたように、国では本来9月末までを移行期間と位置づけていることから、この間に条例の制度についても対応すべく、従来の方を基本に検討を進めさせていただいたところでございます。

ただ、引き続き行われる国の検討はもとより、条例の制度に影響するものではございますが、今までご審議いただいた経過から、その影響はより大きなものになると考えられるようになりました。

また、他県における検討状況を聞き取ったところ、これまで条例の対象に風力発電が位置づけられていないことから、今回新たに風力を含めることとした県を除き、現在、規模要件を引き上げるために具体的な手続を進めているのは1県のみで、国の検討結果を見てから対応を判断するという姿勢のほうが多い状況でありました。

このことから、道条例に基づく対象規模の見直しについては、道においても、国の検討結果を踏まえ、改めて制度の在り方全体を含めて検討することにさせていただきたいというのが今回の事務局の考え方でございます。国の検討状況などは、今後、審議会にも情報を提供してまいります。検討結果やその後の対応が見えてくるまでの間は、引き続き、現行条例のままの規模要件で対応していきたいと考えております。

これまで熱心にご議論をいただいていたにもかかわらず、委員の皆様には申し訳ないのですが、風力発電事業の規模要件の見直しについては、ここで一旦立ち止まって、国の検討結果や対応を見て、それから検討をお願いしたいと考えているところでして、このことについて、ぜひご意見をお願いいたします。

○露崎会長 個人的には、よくなるのであれば何でもウェルカムですので、いいことだと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、確認事項を含め、皆様からご質問やご意見等

をお願いいたします。

○白木委員 聞き逃したのかもしれませんが、国の検討課題の幅広いスクリーニングというのは、国の第1種事業でもそうなるかもしれないということですか。

○事務局（石井課長補佐） 国は、第1種事業は5万キロワット、第2種事業はその0.75倍と決めております。これは第1種事業を決めると自動的にそうなるということですが、今回、この自動的になる第2種事業については、もっと幅を広くして柔軟に対応すべきではないかという議論のようでございます。

○白木委員 要するに、第1種事業はもう決まりで、第2種事業でということですね。

○事務局（石井課長補佐） 第1種事業を変えるという話は議論になっておらず、第2種事業の3万7,500キロワットから5万キロワットとなっている部分について、幅を広げることが検討課題になっているということです。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

個人的な意見ですけれども、これは、すごく難しい上に重要なことであり、いろいろ調べなければいけないことがたくさんあるので、できれば、国の意見が出るまでペンディングではなく、北海道としてどういう考え方で取り組んでいくかということに関しては引き続き協議を続けていくことが望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（佐々木環境計画担当課長） それまでの間、どのように対応していくかというご意見であったかと思いますが、先ほどもご説明を差し上げましたとおり、国でも議論がなされていくことから、それに関する情報提供はやっていきたいと考えているところです。恐らく、国において令和4年度に結論が出ることとなりますので、それ以降は、規模要件を含めて、条例のアセス制度についてご議論をいただくこととなりますが、適宜、情報を提供してまいりますので、そのときにもご意見等をいただければと思います。

○白木委員 これは、環境省でも地域の特異性に鑑みて条例を考えたほうがよいという文言があったと思うのですよ。北海道は、自然環境に関して、ほかの地域にない特殊性が非常にあるところですので、もちろん国の考え方に合わせることも重要かとは思いますが、北海道としてどうしていくのかに関してはちゃんと議論して、国の意見も盛り込んで考えていくほうがよいと思うので、できるだけ協議を続けていただきたいと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○笠木（亮）委員 今後の見通しについて教えてください。

令和4年度ということですが、この先1年ぐらいで第2種事業に関係する事業というのは幾つぐらい出されそうなのですか。

○事務局（石井課長補佐） 今のところ、事業者から具体的な規模を伴って相談を受けているのは、3万7,500キロワットとか、2万5,000キロワットから1万キロワットの中の事業でありまして、第2種事業については1件だけ話がありました。まだ詳細な話は伺っていませんが、すぐに手続を始めたいというようなお話を伺っているところです。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 一旦立ち止まって考える時間を持つというのは大賛成でございます。一方で、白木委員がおっしゃったことにもほぼ同意です。

例えば、資料2-1の一番下に書かれている「拙速に判断せずに」というのは全くそのとおりで、国の検討結果を待つべきというのは、どなたかがおっしゃったのかもしれませんが、私にはこういう意図で申し上げたつもりは全くありません。むしろ、北海道で今まで集積してきた風力発電や環境影響評価制度全体の成果を活用し、自然科学的にもしっかりとした検討を行う時間が必要ではないかという趣旨で申し上げたつもりです。

また、先ほど、佐々木課長から、制度面での検討をしてきた結果、こういう結論になりましたというご説明がありました。制度面での検討はもちろん必要だと思いますが、自然科学的な検討というのがまず第一に大事なことはないかなと思っています。

そういう意味から、ここで一旦スピードダウンといたしますか、前回、えいやで決めたものを踏襲するのではなく、考えるというのは全く大賛成なのですが、国の動きを情報提供しますというのではなくて、これから北海道で環境影響評価制度をどう動かしていくのかという大きな議論をぜひしていただきたいなと思っています。

先ほどの具体的な案件でも、地域での意見集約といたしますか、理解を求めていくためにどうすればいいのかという大きな課題も出てきておりました。また、風力発電事業とそれ以外の事業との基準の妥当性というお話も出ていましたので、そういう思いも含めて、よりよい北海道ならではの環境影響評価制度をつくるべく、ぜひこの機会に見直していただければありがたいなと思っています。

今回の審議会の委員の中にも、いろんな知見をお持ちの自然科学のエキスパートの方がいらっしゃいますので、そういう方の知見をお借りして、検討をスピードダウンするのではなく、むしろスピードアップして進めていただければいいのではないかなと考えております。

特に、環境影響評価法と条例との関係で言いますと、風力発電に限らず、評価法で決まっている環境分野の範囲外の項目についても、条例では評価の手続等に含めることができるという考え方が示されておりますので、例えば、歴史的な景観や文化的な地元の人たちとの関係性なども含めて、ぜひこの機会に検討し、よりよい北海道ならではの環境影響評価制度をつくっていききたいなと考えております。

○事務局（佐々木環境計画担当課長） 今おっしゃっていただいたことについては、やはり制度全体として検討していく必要があるのではないかと考えております。今回は、あくまでもアセス制度の規模要件の見直しについてご議論をいただいていたところですが、今回は、それに限らず、もし必要があるのであれば、今おっしゃっていただいたような広い意味でもご議論をいただければと思っています。

また、どういったところをやっていけばいいのかについては、また皆様からご意見等をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 確認事項を含めまして、ほかにご意見やご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ご質問等がないようですので、この議事についても審議を終了いたします。

これをもって本日の議事は終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○**事務局(石井課長補佐)** 皆様、本日は、2件の議事について、長い時間ご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の令和4年度になります第1回北海道環境影響評価審議会については、現在、委員の皆様にも日程の照会をさせていただいているところです。4月中の開催を予定しておりますが、具体的な期日や、オンライン開催とするか、札幌市内の会議室での開催とするかというのは新型コロナウイルス感染症の今後の状況等により決めさせていただきたいと考えております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○**露崎会長** それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い間、お疲れさまでした。

以 上